

議案第 9 号

調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務
に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

提出者 調布市教育委員会
教育庁 大和田 正 治

提案理由

引用条例の改正に伴い，整合性を図るため，改正するものです。

調布市教育委員会規則第 号

調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務
に関する規則の一部を改正する規則

調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する
規則（昭和33年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第7条中「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償」を「非常勤職員の報
酬，費用弁償及び期末手当」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則</p>	<p>○調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則</p>
<p style="text-align: right;">昭和33年6月1日教育委員会規則第14号</p>	<p style="text-align: right;">昭和33年6月1日教育委員会規則第14号</p>
<p style="text-align: center;">改正</p>	<p style="text-align: center;">改正</p>
<p style="padding-left: 40px;">昭和38年6月13日教委規則第1号 昭和55年10月1日教委規則第3号 昭和61年3月6日教委規則第2号 平成3年3月29日教委規則第2号 平成21年1月23日教委規則第2号 平成21年4月27日教委規則第8号 平成24年4月27日教委規則第2号</p>	<p style="padding-left: 40px;">昭和38年6月13日教委規則第1号 昭和55年10月1日教委規則第3号 昭和61年3月6日教委規則第2号 平成3年3月29日教委規則第2号 平成21年1月23日教委規則第2号 平成21年4月27日教委規則第8号 平成24年4月27日教委規則第2号</p>
<p>調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則</p>	<p>調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は，学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第23条の規定による調布市立学校学校医（耳鼻科，眼科，精神科等の専門医を含む。以下同じ。），調布市立学校学校歯科医及び調布市立学校学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の委嘱及び職務について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は，学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第23条の規定による調布市立学校学校医（耳鼻科，眼科，精神科等の専門医を含む。以下同じ。），調布市立学校学校歯科医及び調布市立学校学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の委嘱及び職務について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(委嘱)</p>	<p>(委嘱)</p>
<p>第2条 学校医等は，公益社団法人調布市医師会，一般社団法人調布市歯科医師会及び一般社団法人調布市薬剤師会の推薦により，調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。</p>	<p>第2条 学校医等は，公益社団法人調布市医師会，一般社団法人調布市歯科医師会及び一般社団法人調布市薬剤師会の推薦により，調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。</p>
<p>2 学校医等は，非常勤特別職とする。</p>	<p>2 学校医等は，非常勤特別職とする。</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第3条 学校医等の任期は，2年とし，補欠の学校医等の任期は，前任者の</p>	<p>第3条 学校医等の任期は，2年とし，補欠の学校医等の任期は，前任者の</p>

改正後	改正前
<p>残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 (学校医の職務)</p> <p>第4条 調布市立学校学校医の職務は、次の各号に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。 (2) 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、調布市立学校学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。 (3) 法第8条の健康相談に従事すること。 (4) 法第9条の保健指導に従事すること。 (5) 法第13条の健康診断に従事すること。 (6) 法第14条の疾病の予防処置に従事すること。 (7) 法第2章第4節の感染症の予防に関し、必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。 (8) 校長の求めにより、救急処置に従事すること。 (9) 委員会の求めにより、法第11条及び第15条第1項の健康診断に従事すること。 (10) 校長又は委員会の求めにより、児童生徒及び教職員に対する専門的相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。 (11) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。 <p>2 調布市立学校学校医は、前項に規定する職務に従事したときは、その状況の概要を学校医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。 (学校歯科医の職務)</p> <p>第5条 調布市立学校学校歯科医の職務は、次の各号に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。 (2) 法第8条の健康相談に従事すること。 (3) 法第9条の保健指導に従事すること。 (4) 法第13条の健康診断のうち、歯の検査に従事すること。 (5) 法第14条の疾病の予防処置のうち、齲(う)歯その他の歯疾の予防処 	<p>残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 (学校医の職務)</p> <p>第4条 調布市立学校学校医の職務は、次の各号に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。 (2) 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、調布市立学校学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。 (3) 法第8条の健康相談に従事すること。 (4) 法第9条の保健指導に従事すること。 (5) 法第13条の健康診断に従事すること。 (6) 法第14条の疾病の予防処置に従事すること。 (7) 法第2章第4節の感染症の予防に関し、必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。 (8) 校長の求めにより、救急処置に従事すること。 (9) 委員会の求めにより、法第11条及び第15条第1項の健康診断に従事すること。 (10) 校長又は委員会の求めにより、児童生徒及び教職員に対する専門的相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。 (11) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。 <p>2 調布市立学校学校医は、前項に規定する職務に従事したときは、その状況の概要を学校医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。 (学校歯科医の職務)</p> <p>第5条 調布市立学校学校歯科医の職務は、次の各号に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。 (2) 法第8条の健康相談に従事すること。 (3) 法第9条の保健指導に従事すること。 (4) 法第13条の健康診断のうち、歯の検査に従事すること。 (5) 法第14条の疾病の予防処置のうち、齲(う)歯その他の歯疾の予防処

改正後	改正前
<p>置に従事すること。</p> <p>(6) 委員会の求めにより、法第11条の健康診断のうち、歯の検査に従事すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。</p> <p>2 調布市立学校学校歯科医は、前項に規定する職務に従事したときは、その状況の概要を学校歯科医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。</p> <p>(学校薬剤師の職務)</p> <p>第6条 調布市立学校学校薬剤師の職務は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。</p> <p>(2) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第1条の環境衛生検査に従事すること。</p> <p>(3) 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。</p> <p>(4) 法第8条の健康相談に従事すること。</p> <p>(5) 法第9条の保健指導に従事すること。</p> <p>(6) 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し、必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ、試験、検査又は鑑定を行うこと。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。</p> <p>2 調布市立学校学校薬剤師は、前項に規定する職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第7条 学校医等の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、<u>調布市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当</u>に関する条例（昭和31年調布市条例</p>	<p>置に従事すること。</p> <p>(6) 委員会の求めにより、法第11条の健康診断のうち、歯の検査に従事すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。</p> <p>2 調布市立学校学校歯科医は、前項に規定する職務に従事したときは、その状況の概要を学校歯科医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。</p> <p>(学校薬剤師の職務)</p> <p>第6条 調布市立学校学校薬剤師の職務は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。</p> <p>(2) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第1条の環境衛生検査に従事すること。</p> <p>(3) 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。</p> <p>(4) 法第8条の健康相談に従事すること。</p> <p>(5) 法第9条の保健指導に従事すること。</p> <p>(6) 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し、必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ、試験、検査又は鑑定を行うこと。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。</p> <p>2 調布市立学校学校薬剤師は、前項に規定する職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第7条 学校医等の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、<u>調布市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償</u>に関する条例（昭和31年調布市条例</p>

改正後	改正前
<p>例第23号) の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、昭和33年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和38年6月13日教委規則第1号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 (昭和55年10月1日教委規則第3号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (調布市社会教育指導員設置に関する規則の一部改正)</p> <p>2 調布市社会教育指導員設置に関する規則 (昭和40年調布市教育委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。 (次のよう略) (調布市青年学級実施機関の設置に関する規則の一部改正)</p> <p>3 調布市青年学級実施機関の設置に関する規則 (昭和40年調布市教育委員会規則第5号) の一部を次のように改正する。 (次のよう略) (調布市青少年委員設置に関する規則の一部改正)</p> <p>4 調布市青少年委員設置に関する規則 (昭和40年調布市教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。 (次のよう略) (調布市郷土博物館顧問設置規則の一部改正)</p> <p>5 調布市郷土博物館顧問設置規則 (昭和49年調布市教育委員会規則第5号) の一部を次のように改正する。 (次のよう略) (調布市体育指導委員に関する規則の一部改正)</p> <p>6 調布市体育指導委員に関する規則 (昭和37年調布市教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。 (次のよう略)</p>	<p>第23号) の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、昭和33年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和38年6月13日教委規則第1号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 (昭和55年10月1日教委規則第3号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (調布市社会教育指導員設置に関する規則の一部改正)</p> <p>2 調布市社会教育指導員設置に関する規則 (昭和40年調布市教育委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。 (次のよう略) (調布市青年学級実施機関の設置に関する規則の一部改正)</p> <p>3 調布市青年学級実施機関の設置に関する規則 (昭和40年調布市教育委員会規則第5号) の一部を次のように改正する。 (次のよう略) (調布市青少年委員設置に関する規則の一部改正)</p> <p>4 調布市青少年委員設置に関する規則 (昭和40年調布市教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。 (次のよう略) (調布市郷土博物館顧問設置規則の一部改正)</p> <p>5 調布市郷土博物館顧問設置規則 (昭和49年調布市教育委員会規則第5号) の一部を次のように改正する。 (次のよう略) (調布市体育指導委員に関する規則の一部改正)</p> <p>6 調布市体育指導委員に関する規則 (昭和37年調布市教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。 (次のよう略)</p>

改正後	改正前
<p>(調布市子ども交通教室指導員等設置規則の一部改正)</p> <p>7 調布市子ども交通教室指導員等設置規則(昭和51年調布市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(次のよう略)</p> <p>附 則(昭和61年3月6日教委規則第2号) この規則は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成3年3月29日教委規則第2号) この規則は、平成3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成21年1月23日教委規則第2号) この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成21年4月27日教委規則第8号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成24年4月27日教委規則第2号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則(令和4年 月 日教委規則第 号)</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(調布市子ども交通教室指導員等設置規則の一部改正)</p> <p>7 調布市子ども交通教室指導員等設置規則(昭和51年調布市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(次のよう略)</p> <p>附 則(昭和61年3月6日教委規則第2号) この規則は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成3年3月29日教委規則第2号) この規則は、平成3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成21年1月23日教委規則第2号) この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成21年4月27日教委規則第8号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成24年4月27日教委規則第2号) この規則は、公布の日から施行する。</p>